

【フランス】治安維持活動に対する法的保障の強化

専門調査員 文教科学技術調査室 豊田 透

(海外立法情報調査室在籍時に執筆)

* 2017年2月、テロ警戒下において治安維持活動を行う警察官等を保護するための法律が制定された。治安維持活動における小火器使用に関する法的保障や報復行為からの生命・身体の保護等について規定している。

1 経緯

フランスでは、2015年以来相次ぐテロ事件後の対応として国内の治安について最高レベルの警戒態勢を取っており、動員される警察官・憲兵（以下「警察官等」）（注1）の危険を伴う長時間勤務による疲弊が懸念されている。一方、治安の悪い地域及び市街地での騒乱において警察官が襲撃される事件が相次ぎ、特に2016年10月8日、パリに近いヴィリー・シャティヨン市（Viry-Châtillon）において4名の警察官が襲撃を受け重傷を負う事件が発生した。こうした状況を受け、政府に対応策を求める警察官のデモが10月半ばからパリで連日行われ、その後地方へも拡大したため、10月25日、オランド（François Hollande）大統領はカズヌーヴ（Bernard Cazeneuve）内務相（当時）らと共に国家警察の労働組合及び国家憲兵隊の代表者と会談を行い、翌26日に内務相から政府の対応策が発表された。

この対応策において、公共の安全のための措置に2億5000万ユーロ（注2）の予算措置が示された。緊急対応として防弾服等の身体防護装備、携帯する小火器（拳銃、小銃等）、警察車両の耐火・防弾装備等の重点的な配備を実施する。さらに事件発生現場や刑事裁判において警察官等を保護するための法整備が行われた。本稿ではこの法整備の内容を紹介する。

2 法整備の内容

上記対応策を具体化した法案として、2016年12月21日に内務相及び司法相の名で「公共の安全に関する法律案」が提示され、翌2017年2月28日に成立した（以下、「公共安全法」）（注3）。この法律は全5章40か条から成る。以下、主な規定を紹介する。

(1) 小火器使用の法的枠組み（第1条）

治安維持活動を行う上で正当と認められる小火器の使用条件を国内安全法典に明文化し、各治安維持機関（force de sécurité）に共通して適用する。対象となる者は、警察官、憲兵、政府の要請の範囲内で国内に展開し治安維持活動及び軍事施設警備を行う兵士、税関吏、治安維持のための権限を与えられたその他の者である。

この法律が規定する小火器の使用が認められる条件は、①生命又は身体への攻撃が自身又は他の者に向けられている場合、又は武器を持った者がそうした攻撃をすると威嚇している場合、②警護の対象者又は警備場所を保護するため、小火器の使用以外に方法がない

場合（発砲前に二度の警告が必要）、③逃走すると生命又は身体への攻撃を行うおそれがある者について、二度の警告によっても身柄の拘束ができなかった場合、④逃走すると生命又は身体への攻撃を行うおそれがある者の車両等を、小火器を使用しなければ停車させられない場合、⑤殺害行為の直後、状況に鑑みて立て続けに殺害行為が行われると判断される場合とされている。

(2) 匿名による刑事訴訟手続（第3条）

刑事訴訟手続において、犯罪捜査を行う警察官等は、氏名・身分が露呈することで報復行為により本人又は近親者の生命・身体が危険にさらされる場合に、行政職員としての登録番号による訴訟手続が許可される。この規定の適用は、3年以上の拘禁刑が科される重罪又は軽罪についての刑事訴訟に限定される。テロ対策を行う情報専門機関等については以前から許可されていたが、この法律により治安維持機関に拡張される。また、証人として証言する場合もこの規定が適用される。被告人が権利を行使する上で捜査を行った警察官等の氏名・身分の情報が不可欠である場合には、裁判所は開示を命じることができる。

この条の規定により匿名で扱われた警察官等の氏名・身分及び所在場所を漏えいする行為は、軽罪として5年の拘禁刑及び75,000ユーロの罰金に処される。

(3) 行政措置決定者の保護（第4条）

第3条と同様に報復行為からの保護のため、テロに関係する行政措置（テロ活動に関連すると判断された者に対する国外退去、出国禁止、資産凍結、緊急状態法の枠内で実施される居所指定等）の決定を行う者は、氏名・身分・行政行為上の住所等本人を識別できる情報について、措置の対象者に対して通知しないことが可能となる。

(4) 民間警備業務従事者による小火器使用（第6条）

民間の警備業務従事者が、警護の対象者又は警備場所が極めて重大な危険にさらされている場合に対応できるよう、小火器の所持・使用を一定の条件の下で許可する。許可を得るためには、職務態度や倫理観について審査を受け、民間警備活動全国評議会（CNAPS: conseil national des activités privées de sécurité）が認定する特別職業証明書の取得が義務づけられる。また、武器の所持に支障がないとする医師の診断書が必要である。

(5) 警察官等に対する侮辱罪の刑罰強化（第25条）

公役務を行う者に向けられる、公共性がなく公役務の尊厳を攻撃する発言、行為、威嚇、文言・画像、又は物を投げつける行為は、刑法により侮辱罪とされている。警察官等治安上の公権力を有する者に対する侮辱罪はより刑罰が重い。今回の公共安全法ではさらに、従来6か月の拘禁刑及び7,500ユーロの罰金とされていた刑罰が、司法官（裁判官及び検察官）に対する侮辱罪と同等の1年の拘禁刑及び15,000ユーロの罰金へと強化された。

注

- (1) フランスにおける警察活動は、人口2万人をおおよその基準として都市部において国家警察（Police nationale）が、それ以外の地域において国家憲兵隊（Gendarmerie nationale）が行っている。
- (2) 1ユーロは約120円（平成29年4月分報告省令レート）。
- (3) Loi n° 2017-258 du 28 février 2017 relative à la sécurité publique.